

# 国立大学法人東京外国語大学建学150周年記念事業に関する規程

〔平成29年3月14日〕  
規 則 第128号

改正 令和4年9月27日規則第56号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学基金規程（平成21年規則第128号）第3条に基づく建学150周年基金に関連して実施される建学150周年記念事業（以下「記念事業」という。）について、必要な事項を定める。

(事業委員会)

第2条 前条の事業を行うために、国立大学法人東京外国語大学基金委員会の下に、東京外国語大学建学150周年記念事業委員会（以下「事業委員会」という。）を設置する。

2 事業委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 東京外国語大学文書館館長
- (2) 学長が指名する理事1名
- (3) 学長が指名する副学長1名
- (4) 東京外国語大学出版会編集長
- (5) 総合国際学研究院教授会構成員または国際日本学研究院教授会構成員から、学長が指名する教員3名
- (6) アジア・アフリカ言語文化研究所教授会構成員から、学長が指名する教員1名
- (7) 委員長が指名する者 若干名

3 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。

(所掌事項)

第3条 事業委員会は、記念事業のうち、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 東京外国語大学史編纂に関すること。
- (2) 出版事業に関すること。
- (3) 講演、シンポジウムに関すること。
- (4) その他、記念事業に関すること

(委員長等)

第4条 事業委員会に委員長を置き、第2条第2項第2号の委員をもって充てる。

2 委員長は、事業委員会を主宰する。

3 事業委員会に副委員長を置き、第2条第2項第1号及び第4号の委員をもって充てる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(専門部会)

第5条 事業委員会に、所掌事項に係る専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、所掌事項に係る企画・立案に関する業務等を処理する。

3 専門部会に関する必要な事項は、事業委員会が別に定める。

(議事)

第6条 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

2 事業委員会は、委員以外の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 事業委員会の庶務は、関係課等の協力を得て、総務企画部総務企画課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年9月27日から施行する。